

役員報酬制度の特徴

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める旨を定款で規定しており、株主総会で決議された限度額の範囲内で役職、在任期間、業績などを総合的に勘案し、決定しています。また、報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、指名・報酬諮問委員会を設置しており、独立社外取締役を委員長として、代表取締役社長執行役員1人と社外取締役2人で構成しています。指名・報酬諮問委員会においては、取締役の報酬体系、報酬決定の方針など、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、その内容を踏まえ最終的に取締役会が決定しています。

取締役※および執行役員を対象に、固定報酬に加えて、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めていくことを目的として、「役員報酬規程」に基づき業績目標の達成度合いに応じて変動する業績連動型譲渡制限付株式報酬を導入しています。また、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役)の報酬は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬により構成されています。

※ 社外取締役および監査等委員である取締役を除く

役員報酬体系

固定報酬 基本報酬		変動報酬 譲渡制限付株式報酬	
		+	
対象	業績連動	業績目標に対する割当株式倍率	
取締役※ ¹ および執行役員	あり	業績目標(親会社株主に帰属する当期純利益)※ ²	割当株式倍率
社外取締役	なし	前期比5%未満増加	1.0倍
監査等委員である取締役	なし	前期比5%以上増加	1.5倍
		前期比10%以上増加	2.0倍
※ ¹ 社外取締役および監査等委員である取締役を除く		※ ² 2025年7月7日からは、営業利益が対象	

役員報酬支給額(2025年3月期)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	121	105	15	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	10	8	-	2	1
監査役 (社外監査役を除く)	2	2	-	-	1
社外役員	19	15	-	3	6

(注)

1. 当社は、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しています。上記の員数および報酬等の額については、それぞれ同株主総会の終結の時をもって退任した取締役1人(社外取締役)および監査役3人(うち、社外監査役2人)の分を含んでいます。なお取締役(社外取締役)を退任後、同日付で監査等委員である取締役(社外取締役)に就任した1人の員数および報酬等の額、監査役(社外監査役)を退任後、同日付で監査等委員である取締役(社外取締役)に就任した1人の員数および報酬等の額については、いずれも社外役員に含めて記載しています。
2. 上記の監査役には、2024年6月26日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1人を含んでいます。同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、取締役(監査等委員)に就任したため、員数および報酬等の額については、監査役在任期間分は監査役に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しています。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当連結会計年度における費用計上額を記載しています。